

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
001	令和3年度岡崎公園芝生広場維持管理業務	5,522,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市都市緑化協会	地方自治法施行令第167条の2第1号第2号	物品	無		
002	「文化芸術授業(ようこそアーティスト)」事業実施に係る委託業務	20,892,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
003	「伝統公演授業(ようこそ和の空間)」事業実施に係る委託業務	12,108,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
004	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	62,709,724	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無		
005	令和3年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託	26,540,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
006	令和3年度国有文化財及び名勝跡ヶ岡等管理委託	44,004,423	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
007	令和3年度埋蔵文化財出土遺物の保管管理業務等委託	70,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
008	令和3年度重要遺跡出土文化財整理業務委託	10,200,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
009	京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務委託(令和3年4月～6月分)	(当初)4,769,908 (変更後)5,103,489	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
010	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託(平安宮跡他)	5,126,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
011	「親子で学ぼう!京の食×年中行事」情報発信業務	5,830,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
012	京都市京セラ美術館事業企画推進委託	199,708,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
013	京都市京セラ美術館(京都市美術館)等清掃業務委託	29,920,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	日本管財株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
014	元離宮二条城総合施設整備計画策定業務委託	29,480,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
015	世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託	102,960,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	無	
016	二条城二之丸御殿障壁画模写制作委託(令和3年度)	26,477,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	有限会社川面美術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
017	重要文化財緊急修理 重要文化財(美術工芸品)二条城二之丸御殿障壁画954面(附62面)のうち遠侍9面,大広間14面,白書院4面	99,228,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	一般社団法人国宝修理装演師連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
018	「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託	6,852,000	文化市民局 暮らし安全推進部 暮らし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
019	令和3年度京都市民法律相談事業	26,118,444	文化市民局 暮らし安全推進部 消費生活総合センター	京都弁護士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
020	戸籍システム パッケージ保守	26,203,980	文化市民局 地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
021	戸籍システム サポートセンター業務委託	6,435,000	文化市民局 地域自治推進室	戸籍システム サポートセンター業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
022	令和3年04月01日	戸籍システム 運用保守業務委託	13,376,000	文化市民局 地域自治推進室	戸籍システム 運用保守業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
023	令和3年04月01日	土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守	11,057,112	文化市民局 地域自治推進室	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
024	令和3年04月01日	市民窓口システム用機器に係るSEサポート	9,900,000	文化市民局 地域自治推進室	市民窓口システム用機器に係るSEサポートコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
025	令和3年09月21日	市民窓口端末機器等賃貸借	399,517,800	文化市民局 地域自治推進室	市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品	無	
026	令和3年04月01日	令和3年度(4月から6月まで) 市民しんぶん等配布委託	予定総額 12,697,718	文化市民局 地域自治推進室	株式会社デリバリーサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
027	令和3年07月08日	京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る広報事業の企画・運営業務委託	9,999,000	文化市民局 地域自治推進室	株式会社実業広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
028	令和3年07月06日	京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る住基オンライン端末移設等作業委託	(当初)17,995,109 (変更後)21,166,409	文化市民局 地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
029	令和3年04月01日	マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務委託	(当初)68,435,089 (変更後)63,715,666	文化市民局 地域自治推進室	日本トータルテレマーケティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
030	令和3年04月01日	個人番号カード等に係る追記欄印字システム賃貸借追加分	16,073,640	文化市民局 地域自治推進室	NECキャピタルソリューション株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無	
031	令和3年04月01日	証明書発行コーナーにおけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運営業務委託	(当初)56,258,400 (変更後)63,053,100	文化市民局 地域自治推進室	パーソルワークスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
032	令和3年04月01日	カラスマプラザ21の定期建物賃貸借	60,975,651	文化市民局 地域自治推進室	三菱UFJ信託銀行株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
033	令和3年08月25日	京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣(9月~12月追加)	予定総額 27,732,848	文化市民局 地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
034	令和3年07月01日	京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣(7月追加)	予定総額 6,807,724	文化市民局 地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
035	令和3年04月01日	京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣(4月追加)	予定総額 13,697,294	文化市民局 地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
036	令和3年04月01日	証明書コンビニ交付システム保守業務	10,350,120	文化市民局 地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
037	令和3年07月01日	住民異動等受付窓口支援システム構築業務	17,600,000	文化市民局 地域自治推進室	富士フィルムシステムサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
038	令和3年07月21日	区役所等における各種証明書発行手数料の徴収に係るキャッシュレス決済導入及び指定代理納付業務	16,052,300	文化市民局 地域自治推進室	株式会社 寺岡精工	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無
039	令和3年04月01日	令和3年度京都市人権資料展示施設「ソラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について	6,455,800	文化市民局 共生社会推進室	特定非営利活動法人 くらしネット21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
040	令和3年04月01日	京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託	6,835,000	文化市民局 共生社会推進室	柳原銀行記念資料館運営委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
041	令和3年04月01日	令和3年度京都市DV相談支援センター業務委託	47,213,000	文化市民局 共生社会推進室	社会福祉法人宏量福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
042	令和3年06月01日	不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託	14,500,000	文化市民局 共生社会推進室	公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
043	令和3年05月28日 京都アクアリーナ サブプール可動床装置部品交換業務委託	7,458,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社石森製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
044	令和3年06月10日 京都アクアリーナ 直流電源装置蓄電池及び整流器更新業務委託	8,360,000	文化市民局市民スポーツ振興室	京都電業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
045	令和3年07月01日 京都アクアリーナ メイン・飛込・サブプール系統, ジャグジープール水質監視装置更新及び点検整備業務委託	9,900,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社水処理管理センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
046	令和3年08月25日 京都アクアリーナ 加圧給水ポンプユニット更新及び点検整備業務委託	8,177,125	文化市民局市民スポーツ振興室	山福油化株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
047	令和3年06月07日 伏見桃山城における鯉瓦取外し・降ろし業務委託(小天守閣上層西側鯉瓦, 大天守閣四層東側鯉瓦)	5,905,900	文化市民局市民スポーツ振興室	葺技塾徳舂瓦店有限会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
048	令和3年04月01日 令和3年度京都府・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務委託	22,259,600	文化市民局市民スポーツ振興室	京都スポーツネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
049	令和3年09月17日 西京極総合運動公園補助競技場公認更新整備業務委託	7,260,000	文化市民局市民スポーツ振興室	奥アンソウカ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
050	令和2年08月14日 横大路運動公園における多目的グラウンド整備調査業務委託	(当初) 4,643,100 (変更後) 5,053,400	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社次上技研コンサルタン	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
051	令和3年04月01日 横大路運動公園における外周部樹木撤去業務委託	(当初) 8,896,800 (変更後) 10,659,000	文化市民局市民スポーツ振興室	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
052	令和3年05月21日 横大路運動公園における周縁地下水調査業務委託	18,799,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社島津テクノロジー	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
053	令和2年09月30日 西京極総合運動公園プール施設(京都アクアリーナ)長寿命化計画策定業務委託	39,160,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社環境デザイン研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度岡崎公園芝生広場維持管理業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区円山町463番地
公益財団法人 京都市都市緑化協会
- 6 契約金額（税込み）
5,522,000円
- 7 契約内容
岡崎公園の緑地樹木を良好な状態に維持するため、除草や剪定等の維持管理業務を行う。
特に、芝生地については、令和2年度に芝生再生・保護のための対策工事を行ったところであることから、良好な状態を維持するため、施肥、補植、灌水等の対応を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1)（公財）京都市都市緑化協会（以下「当該団体」という。）は、本市が出資し設立した団体で、本市と連携し「京都市緑の基本計画及び第1次京（みやこ）のみどり推進プラン等に基づく活動」を推進する事業を行うとともに、梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園の管理を行うなど、本市における都市の緑化の保全、育成並びに創出に熟知している。
 - (2) また、当該団体は、平成30年度から岡崎公園の緑地管理を行っており、岡崎公園の管理に求められる、緑地管理と催し物実施の両立についての知見と実績を十分に有している。
 - (3) 更に、当該団体は、令和2年度の「岡崎公園芝生再生・保護業務」の受託者として、芝生地の抜本的な改良工事を実施している。芝生の定着には、数年の期間を要することから、芝生地の維持管理に当たっては、改良工事における実施内容を十分に把握しておかなければならない。

以上のとおり、当該団体は、令和2年度の改良工事を踏まえ、緑地の管理に当たることができる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1号第2号に該当するため、公益財団法人京都市都市緑化協会と随意契約する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和3年4月16日
- 4 履行期間
契約の日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
20,892,000円
- 7 契約内容
市内の小・中・総合支援学校，幼稚園，保育所（園），児童館等を対象とし文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）の実施に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は，伝統芸能や茶道，華道，演劇，ダンスなどの分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に講師を依頼するとともに，京都市市教育委員会，子ども若者はぐくみ局等との緊密な連絡調整のもと，京都市内の小・中学校，総合支援学校や幼稚園，保育所（園），児童館等の希望に応じて，内容・日程等の調整を行い，これらの芸術家を派遣して，文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）を実施するものである。
従って，本事業を進めるに当たって，企画，運営において特に必要な能力としては，京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し，また，その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで，派遣する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。
公益財団法人京都市芸術文化協会は，「夏休み芸術体験教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により，従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。
また，同団体は，個人，団体の様々な分野の芸術家，芸術団体（計250団体）により構成されており，情報の蓄積が豊富であるとともに，構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会においてほかにない。
なお，同団体が有する当該芸術家，団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は，派遣する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが，これらの情報は，個人情報保護の観点から非公開とされており，他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかにはないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和3年4月16日
- 4 履行期間
契約の日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
12,108,000円
- 7 契約内容
市内の中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業の実施に係る業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、日本舞踊、邦楽など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、京都市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる公演鑑賞事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「夏休み芸術体験教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかにないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和3年7月7日
- 4 履行期間
令和3年7月8日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
北九州市若松区響町1丁目62番24
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
62,709,724円
- 7 契約内容
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について（通知）平成28年8月1日環廃産発第1608013号により、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物は期限内に処分しなければならないため、同通知の処理業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社「JESCO」と契約を締結し、処理を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度埋蔵文化財出土遺物指定準備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
26,540,000円
- 7 契約内容
本市が所有し保管する数多くの出土遺物の中から、国の重要文化財指定（美術工芸品考古資料）クラス、京都市指定文化財（美術工芸品、考古資料）クラスの出土遺物を選定し、指定に向けた資料（出土遺物の文化財的価値の評価、分類、計測、写真撮影など）を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は、出土文化財を活用度に応じて4段階にランク分けした最上位であるAランク出土品（約2万箱）を対象として、文化財指定クラスの物品を抽出し、指定に向けた資料を作成する業務であり、出土遺物及び市内の発掘調査に関する豊富な知識と多量の遺物を効率的に扱うことのできる組織でなければならない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
市内で行われた発掘調査の大半を担当しており、出土遺物の内容について掌握するとともに、出土遺物の時期決定手段である京都市内の土器編年を確立し、その著作権を有する団体である。
また、研究所には、遺物の整理、保管、管理及び活用を専門とする資料係があり、専門性に優れているとともに、多量の遺物の取扱い技術を有している（10万箱を超える遺物量の取り扱い実績を有するのは福岡市教育委員会文化財保護課と研究所の2組織しかない。）。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
44,004,423円
- 7 契約内容
雙ヶ岡や西寺跡等，本市が管理する史跡・名勝について適切な維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市内に数多く点在する史跡等について良好な維持管理を行うには，一般の樹木等の管理業務に加えて，災害時の緊急措置に対応できる史跡等に関する専門的知識及び文化財の保護に関する専門技術を有している必要があり，京都市埋蔵文化財研究所がこの要件を満たしているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度埋蔵文化財出土遺物の保管管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
70,000,000円
- 7 契約内容
埋蔵文化財発掘調査等により出土した遺物を現在の活用及び今後の活用にあわせ、適正に保管、管理することを目的とする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
（公財）京都市埋蔵文化財研究所は、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす保存処理等の特殊技術や活用や分類の根幹をなす出土文化財の編年等に関する著作権を有している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度重要遺跡出土文化財整理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,200,000円
- 7 契約内容
京都市内で実施されている発掘調査では、貴重な文化財や歴史的に重要な文化財が多数出土し続けているが、活用のための整理作業が進んでいない。今後のより適切な保管と活用を図るため、重要遺跡と小規模遺跡、その他の顕著な成果のあった遺跡の出土遺物について、重点的なランク分け作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
（公財）京都市埋蔵文化財研究所は、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす出土文化財の編年等に関する著作権を有している。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務（令和3年4月～6月分）の委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原盆山13-1
全京都建設協同組合
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 4,769,908円
（変更後） 5,103,489円
- 7 契約内容
（1） 埋蔵文化財試掘・詳細分布調査に係る掘削・実測等一連の業務
（2） 出土遺物の整理作業に係る洗浄・実測等一連の業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
出土遺物量が想定よりも増加したため、整理補助従事人数が増加した。また、世界遺産を含む名勝庭園での調査に伴い詳細測量が必要になったことから、測量補助業務が増加した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該調査は、土木工事等を遅延させないために、迅速かつ効率的に行う必要があるが、当該調査は、規模が小さく雇用人数が限られているため、技能ごとの分業を行うことができない。よって、当該調査においては、前述の複数の専門的な技能を、同一人が保持することが要求されるが、この要件を満たす補助員が複数名所属しているのは、全京都建設協同組合1者のみである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（平安宮跡他）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年9月3日
- 4 履行期間
令和3年9月3日から令和3年10月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,126,000円
- 7 契約内容
平安宮跡及び聚楽遺跡発掘調査の支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり，埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し，調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため，市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
昭和51年の設立以来，数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し，遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか，GPS測量技術を有し，遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること，独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等，京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し，かつ契約締結の意向があるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「親子で学ぼう！京の食×年中行事」情報発信業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和3年5月26日
- 4 履行期間
契約の日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
5,830,000円
- 7 契約内容
「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定されている「京の食文化」及び「京の年中行事」等が、親から子にしっかりと維持継承されることを目的とし、冊子やホームページ、動画を製作、活用して情報発信業務を行うこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務は、事業者のこれまでの受託実績や企画提案等のノウハウ等を総合的に判断する必要があり、競争入札に適さないため、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
2社から企画提案を受け、選考の結果、株式会社リーフ・パブリケーションズを受託候補者に決定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館事業企画推進委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645
株式会社 長谷ビル
- 6 契約金額（税込み）
199,708,000円
- 7 契約内容
自主企画展や展覧会の誘致といった展覧会の開催に関するものに加え、事業全般に係る広報計画の立案といった非常に多岐にわたり、なおかつ互いに関連する業務を一体的に行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務の遂行に当たっては、美術館運営や展覧会企画等に対する高い見識等が求められるため、それらの提案内容や本業務の配置人員等を総合的に比較して最も優れた者を決定する必要がある。そのため、契約の相手方の選定に当たっては、各応募事業者に提案を求めるプロポーザル方式による必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市 中京区烏丸通 四条上る笋町691 りそな京都ビル8階
日本管財株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金29,920,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）に係る清掃業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
再整備後のリニューアルオープンに伴い、展示室の充実に加え、光の広間、京セラスクエアなどイベント等の用に供される施設が増加したことから、これらの施設を維持するための清掃技術や十分な人員配置、建物本体や展示室内の美術品などの重要文化財の保全に細心の注意を払った丁寧な清掃が必要となり、また、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められているところ、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比したうえで最も優れた者を選定すべきであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比したうえで最も優れていたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元離宮二条城総合施設整備計画策定業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和3年7月19日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番2号
株式会社日建設計
- 6 契約金額（税込み）
29,480,000円
- 7 契約内容
老朽化により更新が必要な状況が生じている元離宮二条城の建造物（保存活用建造物）及び施設（基盤施設）の現状を詳細まで把握し、建造物と施設の適正化と円滑な更新、それら施設の長寿命化のための再整備、さらには適切な施設運営についての検討を行い、総合施設整備計画（マスタープラン）を策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、文化財に精通した知識を有すること、将来の活用を見据えた歴史的・文化的な広い視野をもって資料を作成する能力等が求められる。
したがって、契約の相手方の選定に当たっては、見積金額以外に、各候補者の実績、取組体制、二条城に対する知識等を比較して最も優れた者を決定するため、京都市元離宮二条城事務所における受託者及び協定の相手方の特定手続に係る要綱及び別添募集要項に基づき、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により事業者の選定を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和3年4月6日
- 4 履行期間
契約締結の日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
102,960,000円
- 7 契約内容
元離宮二条城の景観を維持していくため、城内の3庭園、庭園外苑部、二条城東側空間及び外堀周辺の樹木等に関する維持管理業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定は、候補者の庭園に関する知識、文化財庭園における維持管理の実績、二条城の歴史的経過の把握の程度、世界遺産としてまた特別名勝として相応しい維持管理内容を提案するための見識や考察力を比較することにより行う必要がある。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城二之丸御殿障壁画模写制作委託（令和3年度）
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区鳴滝本町69-2
有限会社 川面美術研究所
- 6 契約金額（税込み）
26,477,000円
- 7 契約内容
重要文化財二之丸御殿障壁画のうち、遠侍勅使之間（上段）西側垂壁貼付1面、勅使之間（下段）東側垂壁貼付1面、白書院東廊下杉戸絵2枚（4面）、白書院一の間天井画3面の模写制作及び白書院西廊下杉戸絵2枚（2面）の下地制作。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城の障壁画模写事業については、事業開始時に文化庁から国宝建造物である二之丸御殿に相応しい模写画との嵌め替えを行うように指導を受けたため、古色復元模写と呼ばれる特殊な技法によって行うこととなった。また、障壁画は各部屋全体にわたって描かれているため、制作技法の著しい変更は御殿に嵌め替えた時に違和感を生じるため、絵具や本紙などの原材料はもちろん模写技術の技量も同等水準を保つ必要がある。
川面美術研究所は、文化財建造物の彩色や歴史的絵画の復元に実績があり、文化財の修復技術や復元調査など模写制作に必要な特殊技能を有する技術者も所属している。また、二条城の古色復元模写に事業開始当初から携わっている画家を有し、スタッフの技術力が優秀で、古色復元模写の実績を持つ団体は川面美術研究所において他になく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、川面美術研究所と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

重要文化財緊急修理 重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画954面（附62面）のうち遠侍9面，大広間14面，白書院4面

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和3年4月23日

4 履行期間

令和3年4月23日から令和4年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445番地日宝丸ビル2F1.2号
一般社団法人 国宝修理装演師連盟

6 契約金額（税込み）

99,228,000円

7 契約内容

令和3年度国宝重要文化財等保存・活用事業の特殊事業として、重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画（954面，附（つれたり）指定62面）のうち，遠侍9面，大広間14面，白書院4面，計27面の修理を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行にあたっては，当該障壁画の現状及び修理方法を熟知しているとともに，国指定文化財修理に関する十分な知識と，乾式肌上げ法と呼ばれる表具技術など高度の専門的な技術力を有していることが必要である。また，当該障壁画は954面（附62面）という多数に及ぶが，御殿障壁画として一体のものであり，文化財としての価値を保持していくためには，適正な環境の下で一貫した修理を行う必要がある。そのためには，前年度までの修理との継続性が重要であり，年間27面という多数に及ぶ障壁画の修理を，同じ場所で同時並行的に行う必要がある。

国宝修理装演師連盟は，文化庁から選定保存技術の保存団体として認定され，100名以上の保存修理技術者を抱え，これまでに高度な修理技術を必要とする国指定文化財修理の実績が2000件以上ある。二条城二之丸御殿障壁画修理は，平成18年度から文化財関係国庫補助事業の中でも特殊事業として実施してきており，本事業開始当初から携わっている保存修理技術者はじめ高度な修理技術を持つ技術者が揃っており，多数の文化財を適正な環境の下で同時並行的に修理する能力を有しているのは当該委託先の他になく，契約の相手方が特定され，その性質又は目的が競争入札には適さないことから，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため，一般社団法人 国宝修理装演師連盟を契約の相手方として契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区衣棚通出水上る御霊町63番地
公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター
- 6 契約金額（税込み）
6,852,000円
- 7 契約内容
京都市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）第9条第2項に規定する窓口を「京都市犯罪被害者総合相談窓口」として設置し、運営する業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
犯罪被害者等の求める支援は、保健福祉、医療、心のケア、住居、本市以外の行政機関等にも関わる行政手続、法律相談等の広範囲に及ぶものであり、このような多岐にわたる支援を、被害直後から中長期にわたり、ワンストップで、かつ、総合的に行うことが必要である。
従って、当該支援を行う「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務においては、適切に関係機関等と連携することが必須であるとともに、業務に携わる支援員には高い専門知識や豊富な経験が求められる。
公益社団法人京都犯罪被害者支援センターは、事件を取り扱った警察が必要と判断した場合に、犯罪被害者等の同意のうえで情報提供を行う「犯罪被害者等早期援助団体」として、京都府内で唯一京都府公安委員会の指定（平成15年10月17日）を受けている団体である。
また、同法人は平成10年の設立当時から犯罪被害者等に対する相談活動を継続的に行っており、電話・面接相談や直接支援等により、年間1,000件を超える支援実績を有している。
以上の理由から、現時点において、市域内において本業務を適切に遂行できる条件・能力を備えた唯一の団体として、引き続き、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターを委託先として選定し、随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市民法律相談事業
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市中京区富小路通丸太町下る栢屋町1番地
京都弁護士会
- 6 契約金額（税込み）
26,118,444円
- 7 契約内容
京都市民法律相談事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務の実施に当たっては、本市が指定した日に、複数の弁護士を相談員としては配置する必要があるが、同一日における多数の弁護士の動員が可能であるとともに、担当弁護士が従事できないなどの突発的な事故が生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実にできる契約の相手方は京都弁護士会のみであることから、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム パッケージ保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,203,980円
- 7 契約内容
本市が運用する戸籍電算システムについては、標準搭載されているパッケージプログラムを適宜に更新（機能強化）し、法改正・仕様書改訂への対応及び不具合修正等を行う必要があるため、パッケージ開発業者との保守契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージプログラム（REPROS-X）を使用しており、当該プログラムの機能強化等の作業を実施できるのは、開発元である同社に限られるため。
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム サポートセンター業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム サポートセンター業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,435,000円
- 7 契約内容
戸籍システムの円滑な運用支援を目的として、システムの操作方法や電算化後の戸籍事務に関する問合せに対応するため、戸籍システムサポートセンター業務を日本電気株式会社を代表とする戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアムに委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が構築したREPROS-Xを使用していること及びREPROS-Xの操作方法及び問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者が、株式会社IRCデータ・プロ・テクニカ以外にないことから、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とする。
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム 運用保守業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム 運用保守業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,376,000円
- 7 契約内容
戸籍電算システムの安定的な稼働を確保するため、開発業者（日本電気株式会社）を代表とするコンソーシアムに運用保守業務の委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェア（REPROS-X）を基に構築されていることから、安定的な保守業務を行うことができるのは、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。
なお、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同して契約を履行することから、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社で形成されるコンソーシアムを契約相手方とする。
なお、関連会社であるNECソリューションイノベータ株式会社は、他都市における戸籍システムに関する運用保守実績があり、その運用体制が確立されている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,057,112円
- 7 契約内容
土日開所・バックアップシステムハードウェア及びソフトウェア保守の委託契約について、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムを契約相手方として委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
土日開所・バックアップシステムは、本市独自の仕様によるシステムであるため、保守管理を行うためには、当該システムに係る十分な知識及び技術を持つ必要がある。また、関連システム（住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム）との連携について熟知していなければ、障害時に迅速に対応を行い、業務を復旧させることはできない。これらの条件を満たすのは、当該システムの開発業者である契約相手方に限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
※京都市物品等の調達に係る随意契約 ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口システム用機器に係る S E サポート
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口システム用機器に係る S E サポートコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9, 9 0 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
市民窓口システム及び市民窓口課端末機器の障害発生時の調査及びその復旧に向けた作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民窓口システム（住民基本台帳事務用システム）は、本市独自の仕様によるシステムであることから、当該システムの保守管理を行うことができ、また、障害時に迅速に対応できる業者は、システムの開発元であり、仕様等に関して十分な知識及び技術を有する契約相手方に限られる。
そのため、地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同相手方と随意契約を行う。
※京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口端末機器等賃貸借
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年9月21日
- 4 履行期間
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社JECC
- 6 契約金額（税込み）
399,517,800円
- 7 契約内容
京都市が区役所・支所等に設置する市民窓口端末機器, 証明システム用機器等に関するハードウェア及びソフトウェアのリースを契約の相手方が実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。
上記の各種機能は、リースを受けている各機器及び制御ソフトウェアから提供されており、これらが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、ひいては市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したリース契約を締結する必要がある。
株式会社JECCは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータメーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のリース会社であり、本市の仕様を満たすリースサービスを提供できる唯一の企業である。したがって、他社との競争が成立せず競争入札に適しない。
なお、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成19年3月9日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン(令和2年4月1日改正)」

に基づき、株式会社J E C Cを代表幹事会社とし、本契約における調達機器の製造元である日本電気株式会社、日本電気株式会社が調達機器に係る保守業務を履行するに当たり、詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識を持つ日本電気株式会社のグループ企業であるNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成されるコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院長田町3-2
株式会社デリバリーサービス
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,697,718円
- 7 契約内容
広報物（市民しんぶん全市版・区民版，ポスター，パンフレット，チラシ，選挙公報）を市政協力委員へ配布する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市政協力委員の改選時期（4～6月）には，市民しんぶん等受渡時にも配送先の変更や受渡方法の指示等が頻繁に行われるため，配布業者にも柔軟な対応が求められる。業務に不慣れな新規の業者では，市政協力委員とのトラブルや市民しんぶんの配送を発行日までに完了できない等のケースが発生する恐れがあることから，配送業務が混乱する可能性のある市政協力委員の改選時期においては，業務に精通している令和2年度配送委託業者と契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和2年度の配送委託業者であり，業務に精通しているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る広報事業の企画・運營業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月8日
- 4 履行期間
令和3年7月8日～令和3年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区正面通高瀬東入山王町343番地
株式会社実業広告社
- 6 契約金額（税込み）
9,999,000円
- 7 契約内容
京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る広報事業の企画・運營業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
企画の内容・運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
提案内容が優れていたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る住基オンライン端末移設等作業委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月6日
- 4 履行期間
令和3年7月6日～令和3年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番地 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,995,109円（変更前）
21,166,409円（変更後）
- 7 契約内容
京都市マイナンバーカードセンターの開設により必要となる住基オンライン端末（CS統合端末）について、各区役所・支所市民窓口課マイナンバー担当に設置済み端末の必要台数の回収、設置
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
住民基本台帳ネットワークシステムは、日本電機株式会社が本市の使用でシステム構築を行っており、当該システムに係る機器移設、機器の設定及びLAN工事等の作業については、当該端末単独ではなく、当該システムに全般に渡る十分な知識及び技術を持つ業者でなければ対応できないため（契約時）。
端末等移設後でなければ内容の特定や経費の積算が困難な作業を追加で実施する必要があるため（変更契約理由）。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和3年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
日本トータルテレマーケティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
68,435,089円（当初）
63,715,666円（変更後）
- 7 契約内容
商業施設等における、市民の方向けのマイナンバーカードの申請及びマイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」の予約・申込をサポートする出張窓口の設置
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した（契約時）。
新型コロナウイルス感染症の影響で京都府下に発出された緊急事態宣言に伴い、契約期間中においてサポートの実施を中止した期間があるため（変更契約理由）。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
個人番号カード等に係る追記欄印字システム賃貸借追加分
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和7年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,073,640円
- 7 契約内容
住所変更等の際に、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等の追記欄に変更後の住所等を追記する必要があり、当該追記に使用する追記欄印字システムを調達するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
マイナンバーカードの交付数急増に伴い、市民窓口課業務等の繁忙が予見されるため、緊急の必要により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
すでに導入している追記欄印字システムと同様のシステムを調達する必要があるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書発行コーナーにおけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運營業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都豊島区池袋2丁目65番18号
パーソルワークスデザイン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
56,258,400円（当初）
63,053,100円（変更後）
- 7 契約内容
区役所・支所及び証明書発行コーナーにおいて実施しているマイナンバーカード交付事務において、証明書発行コーナーにおけるカードの交付を実施するにあたり必要となるカード交付の予約受付に係る一連の業務を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
予約運用については、すでに予約システムの URL、コールセンターの電話番号及び予約方法等について、交付通知書と同封送付している案内チラシや本市ホームページ等で多くの市民に周知しており、仮に予約システムを他事業者のシステムに変更すると、市民の予約等に大きな混乱が生じるほか、カード情報や予約データを別のシステムに移行する場合に不具合等が生じると市民生活に重大な支障を来しかねない。
また、マイナンバーカードの交付を担う区役所・支所等の職員についても、すでに令和2年9月の予約システム運用開始以降、カード情報の登録、市民の予約状況の確認、交付完了処理及び証明書発行コーナーへ予約対象カードを移送するための確認作業等について、毎日予約システムを使用することにより操作方法等に精通してきたところであるが、仮にシステムを変更すると事務処理誤り等を引き起こしかねない。
以上のことから、本業務委託契約はその性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、パーソルワークスデザイン株式会社と随意契約を締結する（変更前）。
京都市マイナンバーカードセンターの開設に伴い、令和3年8月18日から、新たに区役所・支

所も予約窓口に加わることとなった。予約窓口の追加に伴い、コールセンターへの市民からの予約申込及び問合せが増加することが見込まれることから、コールセンターの座席数を増席するため(変更契約理由)。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約の理由のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
カラスマプラザ 2 1 の定期建物賃貸借
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
- 6 契約金額（税込み）
60,975,651 円
- 7 契約内容
マイナンバーカードセンターの創設先である当該物件の定期賃貸借契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
マイナンバーカードセンターの設置においては、京都市内のマイナンバーカード交付等事務を一括して引き受けるセンターとなるため、市内在住者の対応が可能な窓口数、従事者の従事場所を確保するために適切な場所がないため、民間ビルを執務室として借り受ける必要があり、想定する物件として最も低価格である当該物件を所有する三菱UFJ 信託銀行株式会社と契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（9月～12月追加）

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和3年8月25日

4 履行期間

令和3年9月6日～令和3年12月28日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）27,732,848円

7 契約内容

令和3年9月6日に京都市マイナンバーカードセンターを開設し、市民からのニーズが高い土日や平日夜間において、恒常的にマイナンバーカードの交付、申請の受付等へ対応することから、当該対応に係る派遣職員（業務従事者）を追加で配置するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

既契約のキャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を、各区役所等に配置している。今回、派遣職員（業務従事者）を増員するに当たり、仮に他の業者と契約を締結すると、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社と、他の業者の派遣職員が混在し、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及びキャリアリンク株式会社の派遣職員との緊密な連携が必須である。

これらの課題に対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社のみであるため、契約の相手方に選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（7月追加）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月1日
- 4 履行期間
令和3年7月1日～令和3年8月17日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,807,724円

7 契約内容

4月末までのマイナンバーカードの申請により、マイナポイントの受取対象となることが国において示され、4月末に向けて申請数が急増したマイナンバーカードについて、未受取りにより、在庫として各区役所・支所に保管されているものが数多くある。

これらの在庫のカードの受取りも含め、マイナポイント付与の終期である9月末に向けて、夏季休暇等により7月から8月のお盆の時期にかけて、各区役所・支所市民窓口課マイナンバー担当において、カード受取りのための来客数が増加することが想定される。

については、各区役所・支所のマイナンバーカード申請・交付数の増加に対応するため、既配置の派遣職員に加え、各区役所・支所に派遣職員を1名配置するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

既契約のキャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を、各区役所等に配置している。今回、派遣職員（業務従事者）を増員するに当たり、仮に他の業者と契約を締結すると、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社と、他の業者の派遣職員が混在し、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及びキャリアリンク株式会社の派遣職員との緊密な連携が必須である。

これらの課題に対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社のみであるため、契約の相手方に選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約の理由のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（4月追加）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和3年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,697,294円

7 契約内容

当初マイナポイント企画の終期として周知されていた令和3年3月末に向けて、マイナンバーカード申請数が急増した影響により、J-LISから各区役所・支所へのカード送付数やカード交付数の増加しており、各区役所・支所のマイナンバー担当窓口の業務が増大している。

ついては、各区役所・支所のマイナンバーカード申請・交付数の増加に対応するため、既配置の派遣職員に加え、各区役所・支所に派遣職員を1名配置するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

既契約のキャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を、各区役所等に配置している。今回、派遣職員（業務従事者）を増員するに当たり、仮に他の業者と契約を締結すると、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社と、他の業者の派遣職員が混在し、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及びキャリアリンク株式会社の派遣職員との緊密な連携が必須である。

これらの課題に対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社のみであるため、契約の相手方に選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書コンビニ交付システム保守業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,350,120円
- 7 契約内容
証明書コンビニ交付システムに係るハードウェア、ソフトウェア及びシステム運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを利用して構築されていることから、安定的かつ確実な保守業務を行える業者は、システムの仕様を熟知している同社に限られる。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民異動等受付窓口支援システム構築業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月1日
- 4 履行期間
令和3年7月1日から令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
富士フィルムシステムサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,600,000円
- 7 契約内容
住民異動等受付窓口支援システムの構築
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定した。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり、公募型プロポーザルにより契約の相手方を選定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
区役所等における各種証明書発行手数料の徴収に係るキャッシュレス決済導入及び指定代理納付業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和3年7月21日
- 4 履行期間
令和3年7月21日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都大田区久が原5丁目13番12号
株式会社 寺岡精工
- 6 契約金額（税込み）
16,052,300円
- 7 契約内容
各種証明書発行手数料の徴収に係るキャッシュレス決済導入業務及び指定代理納付業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、取り扱うキャッシュレス決済の種類や、その手数料率等の低さ、機器の操作性等の様々な要素を総合的に比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり、公募型プロポーザルにより契約の相手方を選定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について

2 担当所属名

文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野北舟岡町44番地3
特定非営利活動法人 くらしネット21

6 契約金額（税込み）

6,455,800円

7 契約内容

京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」において実施する令和3年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。

- (1) 資料展示業務
- (2) 来館者対応業務
- (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
- (4) 人権研修業務
- (5) 日常管理業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務のみならず、千本地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や人権研修といった内容も含む。

したがって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題への理解とともに、千本地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行する能力の有無により判断する必要があるところ、千本地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人くらしネット21以外に適当な者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区下之町6-3 柳原銀行記念資料館内
柳原銀行記念資料館運営委員会
- 6 契約金額（税込み）
6,835,000円
- 7 契約内容
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において実施する令和3年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。
 - (1) 資料展示業務
 - (2) 来館者対応業務
 - (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
 - (4) 人権研修業務
 - (5) 日常管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務については、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務はもとより、崇仁地域に関する歴史的資料等の調査・収集・研究や来館者への展示内容の説明や研修等についても、その内容としている。

よって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題についての理解に加え、崇仁地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行できるか否かで判断する必要がある。

当該委託業務に当たって適当な者が、崇仁地区の歴史的遺産を守り、文化を育てることにより、崇仁地区の発展に寄与するとして「崇仁地区の文化遺産を守る会」及び住民主体のまちづくりに寄与するとして「NPO法人崇仁まちづくりの会」を発展的に継承するものとして発足された「柳原銀行記念資料館運営委員会」以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市DV相談支援センター業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区山ノ内宮脇町9 社会福祉法人宏量福祉会
- 6 契約金額（税込み）
47,213,000円
- 7 契約内容
京都市DV相談支援センターにおける相談・支援業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市DV相談支援センターにおける相談・支援業務は、福祉的専門知識が求められるとともに、DV被害者が自立するための継続的な支援を行うため、信頼関係を築くことが重要である。
委託先の相談員については平成23年の開所以降、DV被害者と信頼関係を構築しており、今後も継続的な支援を行うため、契約の相手方を競争入札により決定することには適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該事業について、実績を有する団体は委託先しかない。また、DV被害者の支援については、相談員と信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要であり、委託先についてはその信頼関係が築かれている。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年6月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市男女共同参画センター内
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
- 6 契約金額（税込み）
14,500,000円
- 7 契約内容
相談事業「つながる相談室」に関する業務、居場所づくり（ピアサポート）に関する業務、生理用品（相談窓口案内チラシ付）の提供に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務のうち、「相談事業に関する業務」の実施においては、福祉的な要素が強く、①DVをはじめとした女性が直面する様々な問題について相談を実施できる専門性、②相談業務の技術、③一時保護、自立支援など、幅広い分野に係る知識が必要不可欠である。また、本委託業務のうち、④「居場所づくり（ピアサポート）に関する業務」の実施においては、心理的ケアを要する相談者等と真に向き合い、寄り添い支援を行いながら、事業実施することが求められ、女性の様々な相談に対応できるノウハウが必要となる。さらに、⑤相談者がその後の継続的な居場所と出会うため、女性支援を行うNPO法人等と密に連携し、自立支援を行うことが求められ、その実現のためには、これまでから女性相談に携わり、地域に根差した団体同士のネットワークを有していることが必要不可欠である。
契約の相手方である事業者は、平成18年度以降、京都市男女共同参画推進センターに係る指定管理者として業務を受託しており、市内における男女共同参画の中核施設として、市民の多様なニーズに対応した相談業務を担い、また、NPOや大学等研究機関、女性団体、京都市DV相談支援センターをはじめとする各種関係機関との有機的な連携を有している。
本件委託契約は、その目的を達成するためには、上記①～⑤の条件を満たすことが必要であって、個々の条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定されるため、当法人を契約の相手方として選定し、随意契約を行うこととする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ サブプール可動床装置部品交換業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年5月28日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和3年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神奈川県川崎市川崎区港町2番18号
株式会社石森製作所
- 6 契約金額（税込み）
7,458,000円
- 7 契約内容
サブプールの可動床装置の部品交換を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件、京都アクアリーナのサブプール可動床の部品は、施設開設後一度も交換していないことから、経年による状態の劣化が著しく、部品交換を実施しなければ供用停止につながる事態となる恐れがある。また当該機器は株式会社石森製作所製であり、付属機器であるチェーン等の交換及び部品更新を行うに当たっては、互換性のある当社製品以外では本件契約の目的を達成できない。したがって、緊急に修繕する必要がある、かつ当事業者でしか業務を遂行できないため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ 直流電源装置蓄電池及び整流器更新業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年6月10日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和3年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院六反田町53
京都電業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,360,000円
- 7 契約内容
京都アクアリーナにおける直流電源装置の蓄電池及び整流器について更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件、直流電源装置に付随する蓄電池及び整流器の更新であるが、機器一式は（株）GSユアサ製であり、更新作業については、直流電源装置の制御盤等との連動を確認し、作動させる必要がある。そのため、本契約の目的を達成できるのは、（株）GSユアサの産業用電池電源部門で京滋地区唯一の代理店であり、当該機器の設置から今日に至るまでの点検業務を担ってきた京都電業（株）のみであるため、京都電業（株）と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都アクアリーナ メイン・飛込・サブプール系統, ジャグジープール水質監視装置更新及び点検整備業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和3年7月1日

4 履行期間

契約日の翌日から令和3年10月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区南森町1丁目4番10号
株式会社水処理管理センター

6 契約金額 (税込み)

9,900,000円

7 契約内容

京都アクアリーナのメイン・飛込・サブプール系統, ジャグジープール (1, 3) の水質監視装置 (各プールの塩素量を自動制御する機器) について更新を行う。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本件, メイン・飛込・サブプール系統, ジャグジープール水質監視装置は, 共立機巧 (株) 製であり, 機器本体の他, 各種ポンプ類やオゾン発生装置等各種機器と連動し, 自動制御されていることから, 当該機器を更新するに当たっては, 機器本体や全体の自動制御プログラムとの連携状態を正確に確認できなければ行うことができない。また他社製品では水質を維持できる保証が無く, 他社製品を用いることで互換性の保証ができなくなり, 今後のメンテナンスができなくなってしまう。そのため, 本契約の目的を達成できるのは, システム構成を熟知しており, 当該機器の当初の設置及び設置から今日に至るまでの整備点検業務を担ってきた (株) 水処理管理センターのみである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ 加圧給水ポンプユニット更新及び点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年8月25日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和3年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府宇治市伊勢田町若林57番地1
山福油化株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,177,125円
- 7 契約内容
京都アクアリーナの加圧給水ポンプユニット（中水系統）が経年劣化による故障により、稼働停止する事態が頻発しており更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都アクアリーナの加圧給水ポンプユニット（中水系統）は、空調や製氷に使用する冷温水発生機やトイレの排水へ水を供給する機能を担っているが、老朽化により令和3年7月に稼働停止し、その後、事業者への聞き取りでは、発注から納品まで約1箇月かかることが判明している。10月にはメインプールをスケートリンクに転換するため、空調や製氷に必要となることから早急に改善する必要がある。以上より、入札に付している時間がなく、早急に対応しなければ施設の運営等に支障をきたすことから、地方自治法の規定に基づき、複数事業者への見積の結果、最も低廉な価格を提示した山福油化株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見桃山城における鯰瓦取外し・降ろし業務委託
(小天守閣上層西側鯰瓦, 大天守閣四層東側鯰瓦)
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年6月7日
- 4 履行期間
令和3年6月7日～令和3年8月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
薨技塾徳舛瓦店有限会社
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町10
- 6 契約金額 (税込み)
5,905,900円
- 7 契約内容
伏見桃山城における鯰瓦取外し・降ろし業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
伏見桃山城の小天守閣上層西側鯰瓦, 大天守閣四層東側鯰瓦が落ちかかっていることが判明した。速やかに取り外さないと, 瓦が落下し重大な人身事故を招きかねない。競争入札に付す期間が確保できないため, 緊急随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社から見積書の提出があり, 最も廉価だった業者と契約した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都府・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極新明町1番地
京都スポーツネットワーク
- 6 契約金額（税込み）
22,259,600円
- 7 契約内容
京都府・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務（利用者登録，利用案内等）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都スポーツネットワークは、公益財団法人京都市スポーツ協会が代表者を務める指定管理者グループであり、西京極総合運動公園北側区域（ハンナリーズアリーナ，市民スポーツ会館，たけびしスタジアム京都，補助競技場，わかさスタジアム京都）を管理している。

特に、公益財団法人京都市スポーツ協会は、京都市が出えんし，市民スポーツの普及・振興に関する様々な活動を展開している団体であり，かつ，平成17年度まで京都市のスポーツ施設を一元的に管理し，平成18年度から現在に至るまで，西京極総合運動公園北側区域の各施設，宝が池公園運動施設，横大路運動公園施設及びその他有料運動公園等の施設管理に，指定管理者グループの代表として携わるなど，各種施設の管理方法等について熟知している。

さらに，平成8年から平成20年1月まで，施設利用者の予約・貸出・使用料徴収を行う「京都市スポーツ情報提供システム」（以下「旧システム」という。）を運用し，旧システムの運用内容を継承した「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」への移行作業及びその後のシステム運用（同年2月から運用開始）も行うなど，システムを運用するために必要となるノウハウ等を十分に有している。

これらのことから，施設利用者の観点に立ったサービスの向上，円滑かつ効果的で効率的な運用を行うためには，同協会を代表とする京都スポーツネットワークに業務委託することが必要不可欠であるため，同団体と随意契約を締結している。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園補助競技場公認更新整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年9月17日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市長田東3-2-7
奥アンツーカー株式会社 近畿支店
- 6 契約金額（税込み）
7,260,000円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園補助競技場の公認更新に向けた改修

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（公財）日本陸上競技連盟が定める「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」では、第3種公認陸上競技場である補助競技場の舗装材は「主競技場（たけびスタジアム・第1種公認陸上競技場）と同等、かつ表面仕上げ、硬度が同一とする。」とされており、たけびスタジアムの舗装については、奥アンツーカー株式会社が施工したものであり、たけびスタジアムと同一の仕上げ及び硬度を把握し、同一施工ができる技術を有している。

また、（公財）日本陸上競技連盟が定める「陸上競技場公認に関する細則」では、走路及び助走路の舗装について、「舗装を一部改修するときにも、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定されており、この規定によれば、品質が同等であっても、既存の舗装と表面仕上げ及び硬度が同一でない舗装は公認要件を満たさなくなってしまう。既存舗装と同一の仕上げ及び硬度を把握し、同一施工ができる技術を持つ前回施工した業者でなければならない。

現在の補助競技場の舗装は、奥アンツーカー株式会社が同社製品である「トップエースCL」を用いて同社が施工したものであり、既存舗装と同一の仕上げ及び硬度のノウハウは同社が有している。また、その製品は基本的に他の施工業者に卸すことはないことから、同一製品による同一舗装技術を有する業者は奥アンツーカー株式会社のみである。

以上から、本業務は奥アンツーカー株式会社しか行うことができないため、同社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
横大路運動公園における多目的グラウンド整備調査業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
(当初) 令和2年 8月14日
(変更前) 令和2年11月 6日
(変更前) 令和3年 3月29日
(変更後) 令和3年 7月27日
- 4 履行期間
(当初) 令和2年8月15日から令和2年11月13日まで
(変更前) 令和2年8月15日から令和3年 3月31日まで
(変更前) 令和2年8月15日から令和3年 7月30日まで
(変更後) 令和2年8月15日から令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野西境谷町二丁目14番地2
株式会社吹上技研コンサルタント
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 4,643,100円(税込)
(変更後) 5,053,400円(税込)
- 7 契約内容
横大路運動公園における多目的グラウンド等の整備に関する過年度調査結果の精査や現地踏査を行い、整備計画の見直し・検討を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本件は、「横大路運動公園における多目的グラウンド整備調査業務委託」において、各種調査等により、地中埋設管の配管ルート等の検討が必要となったことから、契約金額の増額を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

横大路運動公園における外周部樹木撤去業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

(当初) 令和3年4月 1日

(変更後) 令和3年5月28日

(変更後) 令和3年7月30日

(変更後) 令和3年9月15日

4 履行期間

(当初) 令和3年4月2日から令和3年5月31日まで

(変更後) 令和3年4月2日から令和3年7月30日まで

(変更後) 令和3年4月2日から令和3年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地
樋口造園株式会社

6 契約金額(税込み)

(当初) 8,896,800円

(変更後) 10,659,000円

7 契約内容

横大路運動公園における外周園路の樹木の撤去を行う。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

「随意契約の理由」

横大路運動公園における多目的グラウンド等の整備に向けた土壌汚染に関する調査を進める中で、周縁地下水の水質についても調査を実施する必要性が生じた。地下水の水質調査については、令和3年5月頃から実施する必要があるが、対象範囲において、樹木が多数あり、現状のままでは調査が実施することが出来ず、今後の事業進捗に支障を来すことから速やかな樹木の撤去が必要となるが、競争入札に付す期間が確保できないため、緊急随意契約を行うものである。

なお、見積の徴収にあたっては、可能な限り低廉な価格を得られるよう、複数社価格交渉を行っている。

「変更契約の理由」

本件は、「横大路運動公園における外周部樹木撤去業務委託」において、別途実施している地下

水調査に支障のある樹木の撤去を委託しているものであるが、調査を進める中で支障のある樹木が当初想定以上の量に及ぶことが判明したことから、契約金額の増額を行うものである。

また、天候等により樹木撤去に想定以上の時間を要したことから、履行期間の延長を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
横大路運動公園における周縁地下水調査業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和3年5月21日
- 4 履行期間
令和3年5月22日から令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京下合町1番地
株式会社島津テクノロジーサーチ
- 6 契約金額（税込み）
18,799,000円
- 7 契約内容
横大路運動公園における地下水の分析調査を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
横大路運動公園における多目的グラウンド等の整備に向けて、過年度から土壌汚染に関する調査を実施してきたが、令和3年3月末に関係部署との協議等を重ねる中で地下水の水質調査の必要性が生じた。地下水の水質調査については今後、廃掃法で必要となる調査であることから同法を所管する関係部署と調査位置等について協議を行い、4月下旬に調査位置が確定した。調査位置の確定に合わせて、調査時期についても検討を行ったが、非出水期（11月頃～5月頃）では、地下水が枯渇し、水質調査が出来ない可能性があり、地下水位が上昇する出水期（6月頃～10月頃）に調査する必要があることが判明した。8月以降に地下水を採取する場合、近年頻発する夏場の豪雨や台風等により地下水が安定しない状況となり正確な調査結果を取得できないことから、7月までの地下水の調査が必須となり、7月までに地下水を採取するためには、5月末ごろの地下水採取用の井戸設置が必要であることから、競争入札に付す期間が確保できないため、緊急随意契約を行うものである。
なお、見積の徴収にあたっては、可能な限り低廉な価格を得られるよう、複数社価格交渉を行っている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）長寿命化計画策定業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
（当初）令和2年9月30日
（変更前）令和3年3月23日
（変更後）令和3年8月27日
- 4 履行期間
（当初）令和2年10月1日から令和3年 3月31日まで
（変更前）令和2年10月1日から令和3年 8月31日まで
（変更後）令和2年10月1日から令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木五丁目12番22号
株式会社環境デザイン研究所
- 6 契約金額（税込み）
39,160,000円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）の長寿命化計画を策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、「西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）長寿命化計画策定業務委託」において、度重なる緊急事態宣言により、現地での調査等に必要以上の時間が要していることから工期を延期するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他